

特別養護老人ホーム青松苑 料金表

令和6年4月1日改定 1-2

【施設入所】	区分	費用 (円)			備考			
		1割	2割	3割				
介護サービス費	介3	732	1,464	2,196	(参考) 1割負担かつ 30日計算時	介3	21,960円	
	介4	802	1,604	2,406		介4	24,060円	
	介5	871	1,742	2,613		介5	26,130円	
日常生活継続支援加算Ⅰ	1日	36	72	108	入所者の介護度の程度、介護福祉士の配置状況に応じて算定します。			
個別機能訓練加算Ⅰ		12	24	36	計画書の作成、機能訓練実施により算定します。			
看護体制加算Ⅰ 2		4	8	12	入所定員、看護師の配置状況、病院との連携により体制を確保している場合それぞれ算定します。			
看護体制加算Ⅱ 2		8	16	24				
夜勤職員配置加算Ⅲ 2		16	32	48	施設の入所基準、入所定員、夜勤職員の配置基準により算定します。			
栄養マネジメント強化加算		11	22	33	管理栄養士の配置、計画の作成・同意により算定します。			
安全対策体制加算		20	40	60	厚生労働省が定める施設基準に適合の場合入所日に限り算定します。			
看取り介護加算		72	144	216	死亡日以前3日以上4日以下	看取りに関する指針を定め入所時に家族へ説明、同意を得、医師の判断により算定します。 但し、当該費用は月遅れで請求が発生する場合があります。		
		144	288	432	死亡日以前4日以上30日以下			
		780	1,560	2,340	死亡日以前2日以上3日以下			
		1,580	3,160	4,740	お亡くなりになられた日			
初期加算		30	60	90	入所日からと30日以上入院より帰苑の場合算定			
外泊時費用 (外泊・入院)		246	492	738	入院等外泊時6日、最高12日算定されます。			
療養食加算		1食	6	12	18	厚生労働省が定める療養食を提供した場合算定します。		
退所時情報提供加算	1回	250	500	750	医療機関へ退所の場合、同意を得て情報を提供した場合算定します。			
退所時栄養情報連携加算		70	140	210	管理栄養士が退所先の医療機関に栄養管理に関する情報を提供した場合算定します。			
個別機能訓練加算Ⅱ	1月	20	40	60	計画書のLIFE提出、情報の活用により算定します。			
科学的介護推進体制加算Ⅱ		50	100	150	厚生労働省が求める情報提供を行った場合に算定します。			
協力医療機関連携加算		100	200	300	緊急時の受け入れ態勢の確保等により算定します。			
生活向上連携加算Ⅰ		100	200	300	理学療法士の訪問に必要な助言・評価により算定します。			
介護職員処遇改善加算		所定単位	×83/1,000		厚生労働省の基準に基づいて算定します。 (令和6年5月まで)			
介護職員等特定処遇改善加算			×27/1,000					
介護職員等ベースアップ等支援加算			×16/1,000					
介護職員等処遇改善加算		1月	I	×140/1,000		厚生労働省の基準に基づいて算定します。 (令和6年6月から)		
			II	×136/1,000				
			III	×113/1,000				
	IV		×90/1,000					
	V(1)		×124/1,000					
	V(2)		×117/1,000					
	V(3)		×120/1,000					
	V(4)		×113/1,000					
	V(5)		×101/1,000					
	V(6)		×97/1,000					
	V(7)		×90/1,000					
	V(8)		×97/1,000					
	V(9)		×86/1,000					
	V(10)		×74/1,000					
V(11)	×74/1,000							
V(12)	×70/1,000							
V(13)	×63/1,000							
V(14)	×47/1,000							
食事に係る基準費用額	1,445円		※但し、自己負担額については下記の通りとします。					
				1段階	300円			
				2段階	390円			
				3段階-①	650円			
				3段階-②	1,360円			
				4段階	1,445円			

施設居住に係る基準 費用額（多床室）	855円	2段階から3段階 4段階 ※但し、第1段階の方は介護保険から給付されます。	370円 855円
施設居住に係る基準 費用額（従来型個室）	1,171円	1段階 2段階 3段階 -① 3段階 -② 4段階	320円 420円 820円 820円 1,171円
生活セット	1日	事業所の物をご利用の 場合 40円	石鹸、シャンプー、ティッシュ、マスク ※4点をセットとし希望の方のみ、マスクは必要時 ※ご自身で購入されての持ち込みもかまいません。
その他	事業サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担していただくことが適当と認められる場合は利用者の負担になります。（例：医療機関における診療費及び薬代、理美容代）		

特別養護老人ホーム青松苑 料金表

令和6年4月1日改定 1-2

【短期入所】	区分	費用 (円)			備考					
		1割	2割	3割						
介護サービス費	支援1	451	902	1,353	支援1～介護2まではひと月当たりの限度までは介護保険をご利用可能です。					
	支援2	561	1,122	1,683						
	介1	603	1,206	1,809						
	介2	672	1,344	2,016						
	介3	745	1,490	2,235				参考 (加算なしの場合) 1割負担かつ 30日計算時	介3	22,350円
	介4	815	1,630	2,445					介4	24,450円
	介5	884	1,768	2,652	介5	26,520円				
サービス提供体制加算	1日	6	12	18	入所者定員、職員の配置、資格、勤続年数等により算定します。					
看護体制加算Ⅰ 2		4	8	12	入所定員、看護師の配置状況、病院との連携により体制を確保している場合それぞれ算定します。					
看護体制加算Ⅱ 2		8	16	24	職員の配置、資格により算定します。					
夜勤職員配置加算Ⅲ 2		15	30	45	厚生労働省の定める利用者に算定します。					
医療連携強化加算		58	116	174	緊急利用者の受け入れ時に7日を限度として算定します。					
緊急受入加算		90	180	270	厚生労働省が定める療養食を提供した場合算定します。					
療養食加算		1食	8	16	利用者及び家族の事情により必要な場合算定します。					
送迎加算	1回	184	368	552						
介護職員処遇改善加算	1月	所定単位	×83/1000		厚生労働省の基準に基づいて算定します。 (令和6年5月まで)					
介護職員等特定処遇改善加算			×23/1000							
介護職員等ベースアップ等支援加算			×16/1000							
介護職員等処遇改善加算	1月	I	×140/1,000		厚生労働省の基準に基づいて算定します。 (令和6年6月から)					
		II	×136/1,000							
		III	×113/1,000							
		IV	×90/1,000							
		V(1)	×124/1,000							
		V(2)	×117/1,000							
		V(3)	×120/1,000							
		V(4)	×113/1,000							
		V(5)	×101/1,000							
		V(6)	×97/1,000							
		V(7)	×90/1,000							
		V(8)	×97/1,000							
		V(9)	×86/1,000							
		V(10)	×74/1,000							
V(11)	×74/1,000									
V(12)	×70/1,000									
V(13)	×63/1,000									
V(14)	×47/1,000									
食事に係る基準費用額	1,445円	※但し、自己負担額については下記の通りとします。			1段階 300円 2段階 390円 3段階-① 650円 3段階-② 1,360円 4段階 1,445円					
施設居住に係る基準費用額 (多床室)	855円	2段階から3段階 370円 4段階 855円			※但し、第1段階の方は介護保険から給付されます。					
施設居住に係る基準費用額 (従来型個室)	1,171円	1段階 320円 2段階 420円 3段階-① 820円 3段階-② 820円 4段階 1,171円								
		事業所の物をご利用の		石鹸、シャンプー、ティッシュ、マスク						

生活セット	1日	場合 40円	※4点をセットとし希望の方のみ、マスクは必要時 ※ご自身で購入されての持ち込みもかまいません。
その他	事業サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担していただくことが適当と認められる場合は利用者の負担になります。（例：医療機関における診療費及び薬代、理美容代）		